

院外処方箋における問い合わせ簡素化に関する基本事項

国立病院機構 甲府病院
薬剤部

1. 目的

国立病院機構甲府病院(以下当院)では一般名処方を推奨しており、多くの処方一般名処方ならびに「変更不可」欄にチェックがない先発・後発医薬品処方となっている。

そこで、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会(問い合わせ)を減らし、処方医や保険薬局の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における問い合わせ簡素化に関する基本事項(以下基本事項)」を提示し、運用する。

基本事項に準じた運用を行う薬局は、趣旨や各項目にあたり理解を得たうえで合意書を交わしていることを必須条件とする。院外薬局は、運用にあたり合意書(病院用、薬局用計2通)を記載し、薬剤部へ郵送にて提出する。薬剤部は合意書を確認し、院内の承認後運用開始日を記載した後、院外薬局へ返送する。

2. 処方変更に係る原則

- 先発医薬品において「変更不可」欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は処方箋を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とすること。
- 安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、患者が不利益にならない場合に限る
- 患者に十分な説明(適切な服用・使用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。
- 後発品から先発品への変更は出荷調整による理由を除き疑義照会が必要。
- 基本事項に基づいて変更調剤した場合は、変更理由および内容をトレーシングレポート等により処方医に報告する。但し、一般名処方に基づいて調剤した場合、および後発品の銘柄を変更する場合の連絡は不要とする(お薬手帳等への記載のみ)。
- 医療用麻薬および抗がん剤、注射薬については、基本事項による変更は不可とする。

3. 問い合わせ不要の原則

(1) 成分名が同一の銘柄変更

- ・流通不良等に伴う入手困難により変更する場合は、変更理由および患者負担等を説明し同意を得る

(例) アムロジピン錠 2.5mg ⇒ ノルバスク錠 2.5mg (またはアムロジピン錠 2.5mg 「後発品」)

リバスタッチパッチ 9 mg ⇒ リバステグミンテープ 9 mg 「後発品」

(2) 規格変更(先発品同士の切り替え時は要疑義照会)

- ・複数規格がある場合
- ・安定性や利便性の向上のための変更に関し、用法・用量が変わらない場合のみ可 (変更理由および患者負担を説明し同意を得た場合に限る)
- ・診療報酬上、査定対象となる変更調剤は不可
- ・先発品⇒後発品への変更も可とする

(例)

アムロジピン錠 2.5mg 2錠 (後発品) ⇔ アムロジピン錠 5mg 1錠 (後発品)

ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0.12% 「イワキ」 5g 2本 (後発品)

⇔ ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0.12% 「イワキ」 10g 1本 (後発品)

(3) 剤形変更(先発品同士の切り替え時は要疑義照会)

- ・安定性や利便性の向上、流通不良に伴う入手困難のための変更に関し、用法・用量が変わらない場合のみ可 (変更理由および患者負担を説明し同意を得た場合に限る)
- ・先発品⇒後発品への変更も可とする
- ・外用剤は消炎鎮痛外用貼付剤のみ可とし、同一成分、同一枚数の場合に限る (軟膏⇔クリームの変更等は不可)
- ・錠剤⇔OD錠、錠剤・カプセル剤⇔散剤*
- ・消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤⇔テープ剤

(例)

レボセチリジン錠 5mg (後発品) ⇔ レボセチリジン OD 錠 5mg

リスペリドン錠 (後発品) 0.5 mg (粉碎指示) ⇔ リスペリドン細粒 (後発品) 1 % 0.5 mg

ロキソプロフェンパップ 100mg (後発品) ⇔ ロキソプロフェンテープ 100mg (後発品)

* 変更調剤の留意点

類似する別剤形の医薬品とは、内用薬であって、次の各号に掲げる分類の範囲内の他の医薬品をいうものであること

ア 錠剤(普通錠, 口腔内崩壊錠), カプセル剤, 丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る)

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

(4) 残薬調整

・ 継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用薬の本数についても同様)

・ 日数調整を行った処方については、薬剤情報提供書で必要に応じて残薬が生じた理由等に関する情報提供を行うこと(投与日数の延長は不可)

(5) 処方日数の適正化に関する変更

・ 処方日数の間違いが明確な場合に限り変更可とする

・ 単剤処方の場合に変更不可(疑義照会にて要確認)

・ 週1回あるいは月1回製剤が連日投与されている場合

(例: 他の処方薬が 28 日分で処方されている週 1 回製剤の場合)

アレンドロン酸 3.5 mg 1 錠 28 日分 → アレンドロン酸 3.5 mg 1 錠 4 日分

(例: 他の処方薬が 28 日分で処方されている週 1 回製剤の場合)

・ 隔日(1 日おき)の服用指示の薬剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合

(例) プレドニン錠 5 mg 1 錠 28 日分(1 日おき) → プレドニン錠 5 mg 1 錠 14 日分(1 日おき)(他の処方薬が 28 日分で処方されている場合)

(6) 外用剤の用法(適用回数, 適用部位, 適用タイミング等)が口頭で指示されている場合の用法追記

・ 薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合にのみ変更可とする

(例) ロキソニンテープ 100 mg 1 日 1 枚 7 日分 → 適用部位として「腰」を追記

(7) 「患者希望」「一包化によりアドヒアランス向上が見込まれる」の理由による一包化調剤

・ 上記以外の理由は疑義照会とする。また、処方箋上に「一包化不可」の指示がある場合は変更不可とする。また、一包化調剤の解除を患者が希望した場合は、処方医への確認を必要とする

・ 変更する場合は、必ず患者に服用方法ならびに患者負担について説明後、同意を得て調剤する

・ 医薬品の安定性に配慮した調剤とする

(8) 出荷調整による先発品への変更

・ 後発医薬品から先発医薬品への変更は問い合わせの対象であるが、出荷調整(出荷停止、供給不良など)が理由の場合に限って変更を可能とする。

・応需した保険薬局の在庫、採用の有無が理由の場合、また患者の希望による変更は問い合わせが必要

(9) 経腸栄養剤において、患者希望があった場合のフレーバー変更

・患者希望がある場合のみ変更可（在庫等の理由による変更は不可）

4. 病院への連絡方法

処方内容に変更があった場合、理由を含めて FAX にてご連絡ください。但し、一般名処方による調剤、基本事項に基づいた規格変更、銘柄変更、剤形変更、経腸栄養剤フレーバー変更についての FAX は不要です。お薬手帳へ記載し、病院への情報提供としてください。

問い合わせ先

独立行政法人国立病院機構 甲府病院薬剤部

TEL: 055-253-6131(代表)/FAX: 055-240-6238

対応時間: 8:30~17:15(平日のみ)

メールアドレス: 227-di@mail.hosp.go.jp

表) 院外処方箋における問い合わせ簡素化に関する基本事項に基づく疑義照会必要の有無

1. 一般名処方および銘柄名処方について

一般名処方および「変更不可」欄にチェックがない医薬品では、下記の基本的項目についての疑義照会は不要とする。(○: 疑義照会不要, ×; 疑義照会必要)

○一般名処方(【般】○○○～)

記載事項	含量規格が 同一な	含量規格が 異なる	類似する 別剤形
後発品(内用薬)	○	○	○
後発品(外用薬)	○	○	×
先発品	○	×	×

○銘柄名処方(先発品、○○○剤形+規格+「屋号」～)

記載事項	含量規格が 同一な後発品	含量規格が 異なる後発品	類似する 別剤形の後発品
記載なし	○	○	○
「変更不可」	×	×	×
「含量規格変更不可」	○	×	○
「剤形変更不可」	○	○	×

2. その他疑義照会を不要とする項目(●要服薬情報提供書 FAX)

●残薬調整(投与日数の延長は不可)

●処方日数の適正化に関する変更(処方日数の間違いが明確な場合に限る,単剤処方の場合は変更不可)

●外用剤の用法(適用回数,適用部位,適用タイミング等)が口頭で指示されている場合の用法追記(薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合にのみ)

●「患者希望」「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由による一包化調剤

●出荷調整による後発品から先発品への変更

○経腸栄養剤において、患者希望があった場合のフレーバー変更

服薬情報提供書送付先: 国立病院機構 甲府病院

TEL: 055-253-6131(代表)/FAX: 055-240-6238

【関係資料】

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（抜粋）

厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

② 以降省略

「薬剤師法」第 23 条第 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師

の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

「薬剤師法」第 24 条

薬剤師は、処方せんの中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

2026 年 1 月 初版

2026 年 4 月 第 2 版改訂